

令和 8 年 8 月 14 日

障害福祉サービス等事業者 各位

令和 8 年熊本地震により被災した障害福祉サービス等利用者の利用料の取扱いについて（通知）

八代市障がい者支援課長

このことについて、下記の取扱いとしますので、利用者へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 概要

利用料の支払いが困難な者について、支払いを免除

2. 対象者

次のいずれかに該当する者

- （1）住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- （2）主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- （3）主たる生計維持者の行方が不明である者
- （4）主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- （5）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

3. 対象サービス

障害福祉サービス、障害児通所支援 ※食費、居住費等の自己負担分を除く

4. 適用期間

令和 8 年 11 月サービス利用分まで

5. 手続方法

- （1）利用者が障害福祉サービス等事業所へ口頭で申告
- （2）事業者は対象利用者について市へ報告（毎月 10 日まで）
- （3）事業者は（国民健康保険団体連合会を通じ）10 割を八代市へ請求

※罹災証明書等の提示は不要

※利用者が申告された内容について、後日、市が確認を行う場合あり

6. その他

既に国保連へ提出済みの令和 8 年 7 月サービス提供分の請求について、後に利用者から免除の申出があった場合は、過誤調整により対応することとする

市への報告フォーム



<https://logoform.jp/f/J9Xg>

【問合せ】

八代市障がい者支援課 認定給付係

TEL : 0965-35-0294（直通） FAX : 0965-33-8983